

令和6年度

# 練馬区職員(技能)採用選考募集案内

令和6年9月20日  
練馬区

1 採用予定日

令和7年4月1日

職員の欠員状況等によっては、令和6年度中に採用となる場合もあります。

2 勤務場所

清掃事務所等

3 職務内容

清掃作業(ごみ収集)等の職務

4 採用職種、採用予定数および受験資格

職種(職務)	採用予定数	受験資格
技能(作業)	7名	平成2年4月2日以降に生まれた方

日本国籍を有しない方(「出入国管理及び難民認定法」別表第2(永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者)に掲げる在留資格を有する者並びに「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める特別永住者)も受験できます。

地方公務員法第16条等(参考欄参照)に該当する方は、受験できません。

現に練馬区職員である方は受験できません。ただし、教育公務員、臨時的任用職員、特別職非常勤職員、会計年度任用職員または「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」の規定に基づき採用されている任期付職員は、受験できます。

5 選考実施日および方法

第1次選考


実施日 会場	令和6年11月10日(日) 練馬区役所本庁舎ほか(予定) 集合時間・会場の詳細等は、受験票でお知らせします。
選考方法	教養試験(五枝択一式:60分20題) 作文(課題式:60分800字程度) 教養試験の得点が一定基準に満たない場合、作文の採点を行わないことがあります。
結果発表	令和6年11月下旬(予定) 全ての受験者に合否結果を通知します。

第2次選考(第1次選考合格者を対象に実施します。)

実施日 会場	令和6年12月8日(日) 練馬区職員研修所(予定) 詳細は、第1次選考合格通知と併せてお知らせします。
選考方法	面接 個別面接により行います。 体力測定 簡単な体力測定(握力、背筋力、前屈等)を行います。
最終結果発表	令和6年12月下旬(予定)

## 6 申込手続

### 申込

申込方法	下記 URL (LoGo フォーム) または右の二次元コードから 「練馬区職員(技能 )採用選考」の受験申込ページに アクセスし、画面の指示に従ってすべての必要項目を正 しくご入力の上、下記受付期間中に申請してください。  【URL (LoGo フォーム)】 <a href="https://logofrm.jp/form/G2rU/692012">https://logofrm.jp/form/G2rU/692012</a>	
受付期間	令和6年9月20日(金)午前9時から 令和6年10月20日(日)午後5時まで【期間内受付有効】	

受付期間中に正常に受付したものを有効とします。

この場合、受験の申込みを受け付けた旨のメール(送信完了通知)が送信されますので、メールが届かない場合は、受付期間中に必ず問い合わせ先までご連絡ください。

なお、システム保守整備のため受付期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止および通信障害等が起きた場合のトラブルについては、責任を負いません。

### 受験票の交付

申込時に登録したアドレス宛てに、メールで別途ご案内します。

受験票は、選考日当日にスマートフォン端末等で提示、または印刷したものを提示してください。

令和6年11月7日(木)までに受験票が届かない場合は、問い合わせ先に電話で照会してください。

## 7 勤務条件

### 勤務日

月曜から土曜(祝日を含む)の間で5日間勤務  
年末年始休業は、12月31日から1月3日となります。

### 勤務時間

午前7時40分から午後4時25分まで  
休憩時間を除き、1日あたり7時間45分、週あたり38時間45分勤務

### 年次有給休暇

年間20日  
その他、夏季休暇・慶弔休暇等の制度あり

### その他

清掃事務所は、原則屋内禁煙(喫煙専用室設置)

## 8 給与(令和6年4月1日現在)

### 初任給(月額)

20歳 約191,200円 / 30歳 約221,100円  
地域手当を含む。

### その他

条例等の定めるところにより、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

なお、採用されるまでに給与等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

**【参考】地方公務員法第 16 条**

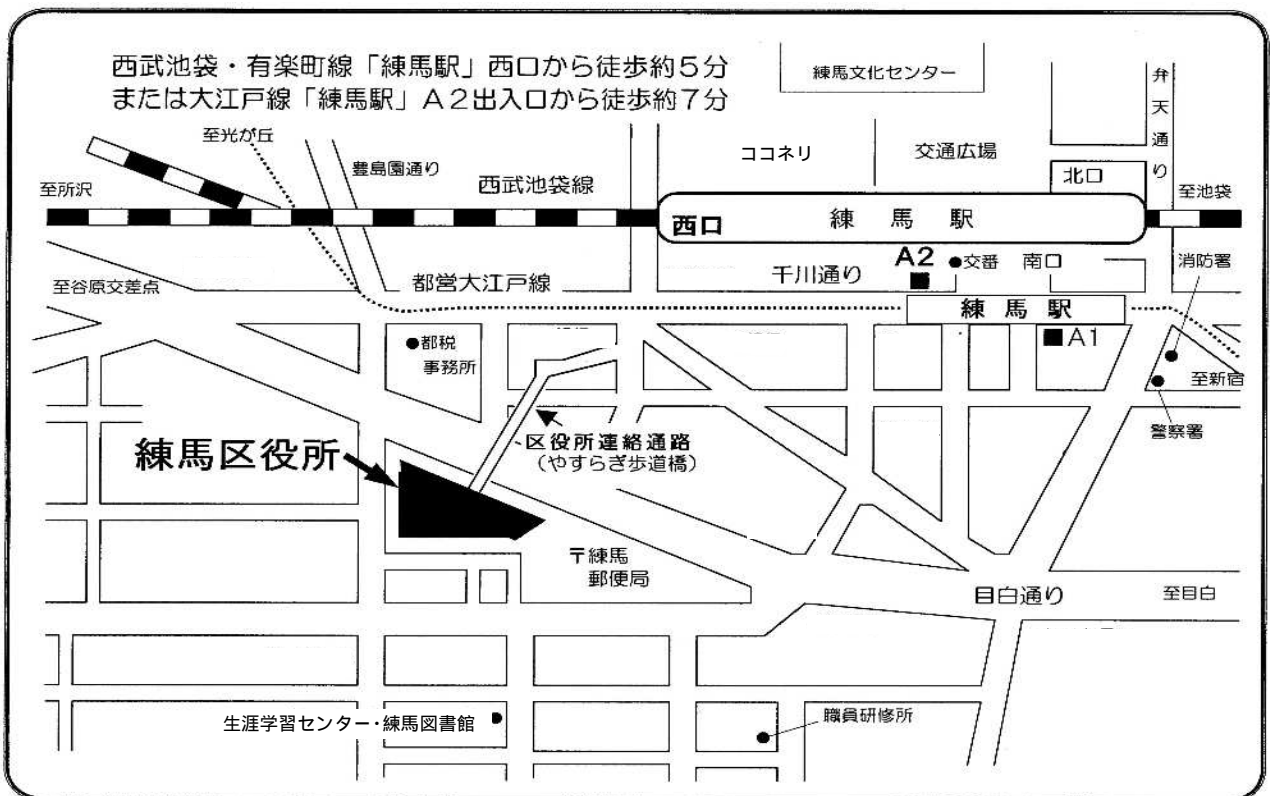
(欠格条項)

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は選考を受けることが出来ません。

**【練馬区役所案内図】**



**【問い合わせ先】**

練馬区人事戦略担当部職員課採用係（練馬区役所 本庁舎 6 階）  
〒176 - 8501 東京都練馬区豊玉北 6 - 12 - 1  
電話：(03) 5984 - 4153 (直通)